

平成 24 年

尼 崎 市 の 事 業 所

- 経済センサス - 活動調査 市集計結果報告 -

尼 崎 市

ま え が き

平成24年経済センサス - 活動調査は、統計法（平成19年法律第53号）に基づく基幹統計調査として平成24年2月1日現在で実施されました。

経済センサス - 活動調査は、我が国の全産業分野における事業所及び企業の経済活動の実態を全国及び地域別に明らかにするとともに、事業所及び企業を調査対象とする各種統計調査の精度向上に資する母集団情報を得ることを目的としています。

この報告は、総務省統計局『経済センサス - 活動調査』の調査票情報のうち尼崎市に関する結果を、市で独自に集計したものであり、実務や調査研究の参考として広く各方面で活用いただければ幸いに存じます。

また、調査にご協力いただきました各事業主の皆様をはじめ、関係者の方々に厚くお礼申し上げます。

平成26年1月

尼崎市総務局
情報統計担当課

目 次

調査の概要	1
用語の説明	3
利用上の注意	5
調査結果の概要	
1 概要	6
2 産業別の状況	7
3 経営組織別の状況	10
4 従業者規模別の状況	10
5 従業上の地位別の状況	12
6 地区別の状況	12
7 企業の状況	14

統計表

第1表	産業（大分類）事業所数及び男女別従業者数	16
第2表	産業（大分類）地区別事業所数及び従業者数	16
第3表	産業（大分類）経営組織別事業所数及び従業者数	18
第4表	産業（大分類）経営組織別事業所数、従業上の地位別従業者数	18
第5表	産業（小分類）地区別事業所数及び従業者数	20
第6表	産業（中分類）従業者規模別事業所数及び従業者数	46
第7表	産業（中分類）本所・支所別事業所数及び男女別従業者数	52
第8表	産業（中分類）事業所の開設時期別事業所数及び男女別従業者数	58
第9表	産業（中分類）資本金別企業数及び常用雇用者数	64
第10表	産業（大分類）常用雇用者規模別企業数及び常用雇用者数	70
第11表	町（丁）別事業所数及び従業者数	72
第12表	産業（小分類）従業者規模別事業所数及び従業者数（再掲）	76

調査の概要

1 調査の目的

経済センサス 活動調査は、我が国の全産業分野における事業所及び企業の経済活動の実態を全国的及び地域別に明らかにするとともに、事業所及び企業を調査対象とする各種統計調査の精度向上に資する母集団資料を得ることを目的として新たに創設された統計調査である。

2 調査日

平成 24 年 2 月 1 日

3 調査対象

調査は、以下に掲げる事業所を除く事業所・企業（以下「調査事業所」という。）について行った。

- (1) 国及び地方公共団体の事業所
- (2) 日本標準産業分類大分類 A - 農業・林業に属する個人経営の事業所
- (3) 日本標準産業分類大分類 B - 漁業に属する個人経営の事業所
- (4) 日本標準産業分類大分類 N - 生活関連サービス業、娯楽業のうち、小分類 792 - 家事サービス業に属する事業所
- (5) 日本標準産業分類大分類 R - サービス業（他に分類されないもの）のうち、中分類 96 - 外国公務に属する事業所

4 調査の単位

原則として、単一の経営者が事業を営んでいる 1 区画の場所を 1 事業所とし、これを調査の単位とした。単一の経営者が、異なる場所で事業を営んでいる場合は、それぞれの場所ごとに、また、1 区画の場所で異なる経営者が事業を営んでいる場合は、経営者が異なるごとに 1 事業所とした。

5 調査の方法

調査は「調査員調査」と「郵送調査及びオンライン調査」の 2 種類からなる。

(1) 調査員調査

単独事業所（ただし、(2)における特定の単独事業所を除く。）及び新設事業所については、調査員が調査票の配布・回収を行った。または、調査員が調査票を配布し、市区町村が郵送により回収を行った。

・総務省及び経済産業省 - 都道府県 - 市区町村 - 統計調査員 - 調査事業所

(2) 郵送調査及びオンライン調査

従業者数 30 人未満の複数事業所を有する企業の事業所については市区及び都道府県が、従業者数 30 人以上の複数事業所を有する企業の事業所については総務省及び経済産業省が、それぞれ本所事業所に対して郵送により調査票の配布・回収を行った。

また、特定の単独事業所及び新設事業所については、総務省及び経済産業省が、郵送により調査票の配布・回収を行った。

なお、郵送調査の調査対象事業所のうち希望する事業所に対しては、オンラインにより調査票の

回収を行った。

ア 市区による調査

同一市区内に全事業所を有する従業者数 30 人未満の企業の事業所(ウに掲げるものを除く。)

- ・総務省及び経済産業省 - 都道府県 - 市区 - 調査事業所

イ 都道府県による調査

同一都道府県内に本所及び支所となる事業所の大半を有する従業者数 30 人未満の企業の事業所(ア及びウに掲げるものを除く。)

- ・総務省及び経済産業省 - 都道府県 - 調査事業所

ウ 総務省及び経済産業省による調査

複数の都道府県に本所及び支所となる事業所を有する企業の事業所、従業者数 30 人以上の企業の事業所並びに総務大臣及び経済産業大臣が定めた事業所並びに東日本大震災の影響により調査員調査の実施に大きな支障が生じている地域として総務大臣及び経済産業大臣が定めた調査区内の単独事業所及び新設事業所

- ・総務省及び経済産業省 - 調査事業所

用語の説明

1 事業所

経済活動が行われている場所ごとの単位で、原則として次の要件を備えているものをいう。

- (1) 一定の場所（1区画）を占めて、単一の経営主体のもとで経済活動が行われていること。
- (2) 従業者と設備を有して、物の生産や販売、サービスの提供が継続的に行われていること。

・ 出向・派遣従業者のみの事業所

当該事業所に所属する従業者が1人もおらず、他の会社など別経営の事業所から出向又は派遣されている人のみで経済活動が行われている事業所をいう。

2 従業者

平成24年2月1日現在で、当該事業所に所属して働いている全ての人をいう。したがって、他の会社などの別経営の事業所へ出向又は派遣している人も含まれる。一方、当該事業所で働いている人であっても、他の会社などの別経営の事業所から出向又は派遣されているなど、当該事業所から賃金・給与（現物給与を含む。）を支給されていない人は従業者に含めない。

なお、個人経営の事業所の家族従業者は、賃金・給与を支給されていなくても従業者としている。

・ 個人業主

個人経営の事業主で、実際にその事業所を経営している人をいう。

なお、個人業主は個人経営の事業所に必ず一人である。

・ 無給の家族従業者

個人業主の家族で、賃金・給与を受けずに、事業所の仕事を手伝っている人をいう。

家族であっても、実際に雇用者並みの賃金・給与を受けて働いている人は、「常用雇用者」又は「臨時雇用者」に含まれる。

・ 有給役員

法人、団体の役員（常勤、非常勤は問わない。）で、役員報酬を受けている人をいう。

重役や理事などであっても、事務職員、労務職員を兼ねて一定の職務に就き、一般職員と同じ給与規則によって給与を受けている人は、「常用雇用者」に含まれる。

・ 常用雇用者

事業所に常時雇用されている人をいう。

期間を定めずに雇用されている人若しくは1か月を超える期間を定めて雇用されている人又は平成23年12月と平成24年1月にそれぞれ18日以上雇用されている人をいう。

・ 臨時雇用者

常用雇用者以外の雇用者で、1か月以内の期間を定めて雇用されている人又は日々雇用されている人をいう。

・ 他への出向・派遣従業者

従業者のうち、いわゆる労働者派遣法にいう派遣労働者、在籍出向など当該事業所に籍がありながら、他の会社など別経営の事業所で働いている人をいう。

4 事業所の産業分類

事業所の売上（収入）金額や主な事業の種類（原則として平成 23 年 1 年間の収入額又は販売額の最も多いもの）により、日本標準産業分類（平成 19 年 11 月改定）に基づき分類している。なお、確報集計においては、原則として細分類に基づき分類している。

5 経営組織

(1) 個人経営

個人が事業を営んでいる場合をいう。

法人組織になっていなければ、共同経営の場合も個人経営に含まれる。

(2) 法人

法律の規定によって法人格を認められているものが事業を営んでいる場合をいう。以下の会社及び会社以外の法人が該当する。

・会社

株式会社、有限会社、相互会社、合名会社、合資会社、合同会社及び外国の会社をいう。

ここで、外国の会社とは、外国において設立された法人の支店、営業所などで、会社法（平成 17 年法律第 86 号）の規定により日本で登記したものをいう。

なお、外国人の経営する会社や外国の資本が経営に参加しているいわゆる外資系の会社は、外国の会社ではない。

・会社以外の法人

法人格を有する団体のうち、前述の会社を除く法人をいう。

例えば、独立行政法人、社団法人、財団法人、社会福祉法人、学校法人、医療法人、宗教法人、農（漁）業協同組合、事業協同組合、労働組合（法人格を持つもの）、共済組合、国民健康保険組合、信用金庫などが含まれる。

(3) 法人でない団体

法人格を持たない団体をいう。

例えば、後援会、同窓会、防犯協会、学会、労働組合（法人格を持たないもの）などが含まれる。

6 企業

会社企業のことをいう。経営組織が株式会社、有限会社、相互会社、合名会社、合資会社及び合同会社で、本所と支所を含めた全体をいう。単独事業所の場合は、その事業所だけで会社企業としている。

利用上の注意

- 1 調査は、以下に掲げる事業所を除く事業所・企業について行った。
 - (1) 国・地方公共団体の事業所
 - (2) 日本標準産業分類大分類 A - 農業，林業に属する個人経営の事業所
 - (3) 日本標準産業分類大分類 B - 漁業に属する個人経営の事業所
 - (4) 日本標準産業分類大分類 N - 生活関連サービス業，娯楽業のうち、小分類 792 - 家事サービス業に属する事業所
 - (5) 日本標準産業分類大分類 R - サービス業（他に分類されないもの）のうち、中分類 96 - 外国公務に属する事業所

- 2 調査票の欠測値や記入内容の矛盾などについて精査し、平成 21 年経済センサス 基礎調査等を基に補足訂正を行った上で結果表として集計した。

- 3 事業所の動向を分かり易くするため、平成 21 年 7 月 1 日現在で実施した平成 21 年経済センサス - 基礎調査の民間事業所についてのみを掲載した。

- 4 「従業者数」はすべて男女別不詳分を含める。

- 5 本書で用いる産業分類は、日本標準産業分類（平成 21 年 3 月 23 日付け総務省告示第 175 号）を基に分類している。

- 6 結果表に用いる記号の意味は以下のとおりである。
 - 「 0 」 …… 単位未満
 - 「 - 」 …… 該当数値がないもの
 - 「 」 …… 減少

調査結果の概要

1 概要

事業所数	17,878 事業所	平成 21 年と比べ 7.5%減少
従業者数	189,050 人	平成 21 年と比べ 6.3%減少

経済センサス 活動調査確報集計による平成 24 年 2 月 1 日現在の尼崎市の事業所数は 1 万 9,118 事業所となっている。このうち、事業内容等が不詳の事業所を除いた事業所数は 1 万 7,878 事業所、従業者数は 18 万 9,050 人となっている。

(注意) 以降、事業内容等が不詳の事業所を除いて記述する。

(1) 事業所数及び従業者数

尼崎市の事業所数は 17,878 事業所、従業者数は 189,050 人となっている。これを 1 事業所当たりの平均従業者数で見ると、全事業所平均で 10.6 人となっている。

平成 21 年と比べると、事業所数が 1,451 事業所(7.5%)の減、従業者数が 12,793 人(6.3%)の減となっている。

従業者数を男女別に平成 21 年と比べると、男は 9,190 人(7.5%)の減、女は 3,805 人(4.8%)の減となっている。

表 1 年次別事業所数及び男女別従業者数

年次	事業所数			従業者数				1 事業所 当たり従 業者数	
	増減数	増減率 (%)		増減数	増減率 (%)	男	女		
平成 24 年	17,878	1,451	7.5	189,050	12,793	6.3	113,124	75,632	10.6
21	19,329	-	-	201,843	-	-	122,314	79,437	10.4

(2) 近隣地域との比較

兵庫県下各市町と比べると、尼崎市は事業所数、従業者数ともに神戸市、姫路市に次いで多い。神戸・阪神地区で 1 事業所当たり従業者数をみると、三田市が 13.7 人ともっとも多く、次いで伊丹市 11.6 人、西宮市 11.0 人、猪名川町 10.8 人、尼崎市 10.6 人と続いている。

また平成 21 年と比べると、一部を除き、ほぼ全市とも事業所数及び従業者数は減少している。

表2 地域別事業所数及び従業者数

県・市町	事業所数			従業者数			1事業所 当たり従 業者数
	対平成21年			対平成21年			
	増減数	増減率(%)		増減数	増減率(%)		
兵庫県	218,877	18,263	7.7	2,173,594	97,365	4.3	9.9
神戸市	67,806	4,942	6.8	708,951	32,863	4.4	10.5
姫路市	24,173	2,848	10.5	245,409	12,111	4.7	10.2
阪神南地域	34,141	2,746	7.4	358,434	13,649	3.7	10.5
尼崎市	17,878	1,451	7.5	189,050	12,793	6.3	10.6
西宮市	13,364	1,115	7.7	147,324	27	0.0	11.0
芦屋市	2,899	180	5.8	22,060	883	3.8	7.6
阪神北地域	18,493	1,000	5.1	194,991	9,567	4.7	10.5
伊丹市	5,617	327	5.5	64,987	3,781	5.5	11.6
宝塚市	5,594	246	4.2	51,077	4,295	7.8	9.1
川西市	3,949	284	6.7	35,049	1,004	2.8	8.9
三田市	2,706	152	5.3	37,137	219	0.6	13.7
猪名川町	627	9	1.5	6,741	268	3.8	10.8

2 産業別の状況

事業所数 「卸売業、小売業」が4,398事業所(24.6%)ともっとも多く、平成21年と比べると9.7%の減少となっている
 従業者数 「製造業」が41,838人(22.1%)ともっとも多く、平成21年と比べると9.0%の減少となっている

(1)事業所数

産業大分類別に事業所数をみると、「卸売業、小売業」が4,398事業所(24.6%)ともっとも多く、「宿泊業、飲食サービス業」が2,941事業所(16.5%)、製造業が1,825事業所(10.2%)と続いており、この3産業で尼崎市の半数を占めている。

平成21年と比べると、「医療・福祉」の96事業所(6.7%)の増加があったが、他の産業はすべて減少している。

(2)従業者数

従業者数をみると、「製造業」が41,838人(22.1%)でもっとも多く、「卸売業、小売業」が35,045人(18.5%)、「医療、福祉」が23,056人(12.2%)と続いており、この3産業で尼崎市の半数を占めている。

平成21年と比べると、「医療・福祉」1,202人(5.5%)、他に「情報通信業」が387人(13.7%)、「運輸業、郵便業」37人(0.3%)で増加があったが、他の産業はすべて減少している。

図1 産業(大分類)別事業所数

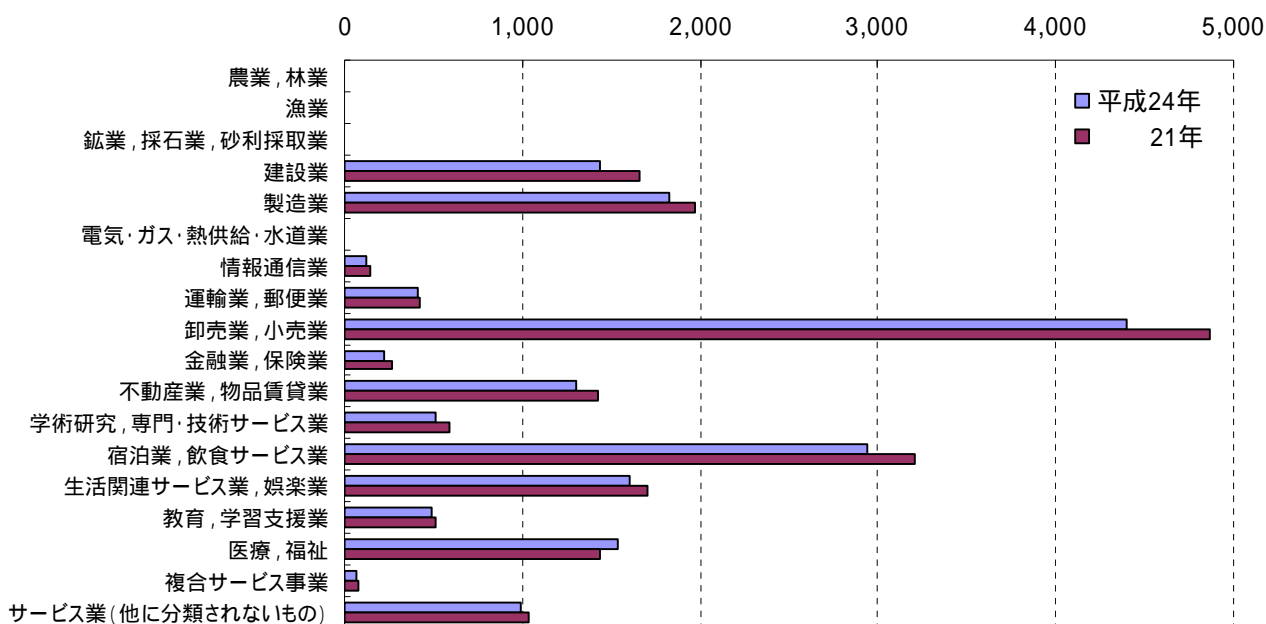


表3 産業(大分類)、年次別事業所数

産業(大分類)	平成 24 年	構成比(%)	21 年	対平成 21 年	
				増減数	増減率(%)
総数	17,878	100.0	19,329	1,451	7.5
A 農業, 林業	7	0.0	10	3	30.0
B 漁業	-	-	-	-	-
C 鉱業, 採石業, 砂利採取業	1	0.0	2	1	50.0
D 建設業	1,435	8.0	1,654	219	13.2
E 製造業	1,825	10.2	1,968	143	7.3
F 電気・ガス・熱供給・水道業	13	0.1	15	2	13.3
G 情報通信業	128	0.7	149	21	14.1
H 運輸業, 郵便業	407	2.3	426	19	4.5
I 卸売業, 小売業	4,398	24.6	4,868	470	9.7
J 金融業, 保険業	228	1.3	263	35	13.3
K 不動産業, 物品賃貸業	1,302	7.3	1,423	121	8.5
L 学術研究, 専門・技術サービス業	511	2.9	588	77	13.1
M 宿泊業, 飲食サービス業	2,941	16.5	3,205	264	8.2
N 生活関連サービス業, 娯楽業	1,599	8.9	1,704	105	6.2
O 教育, 学習支援業	488	2.7	508	20	3.9
P 医療, 福祉	1,535	8.6	1,439	96	6.7
Q 複合サービス事業	70	0.4	73	3	4.1
R サービス業(他に分類されないもの)	990	5.5	1,034	44	4.3
(再掲)					
第一次産業 (A ~ B)	7	0.0	10	3	30.0
第二次産業 (C ~ E)	3,261	18.2	3,624	363	10.0
第三次産業 (F ~ R)	14,610	81.7	15,695	1,085	6.9

図2 産業(大分類)従業者数

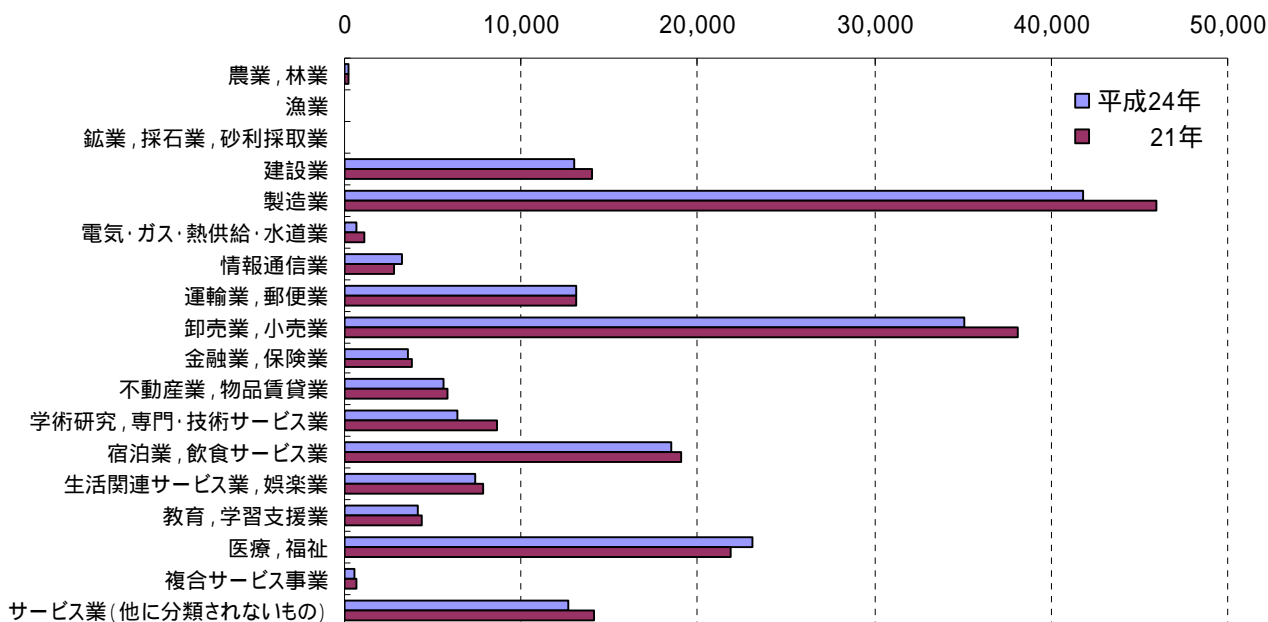


表4 産業(大分類)、年次別従業者数

産業(大分類)	平成 24 年	構成比(%)	21 年	対平成 21 年	
				増減数	増減率(%)
総数	189,050	100.0	201,843	12,793	6.3
A 農業, 林業	237	0.1	265	28	10.6
B 漁業	-	-	-	-	-
C 鉱業, 採石業, 砂利採取業	32	0.0	44	12	27.3
D 建設業	12,949	6.8	13,995	1,046	7.5
E 製造業	41,838	22.1	45,997	4,159	9.0
F 電気・ガス・熱供給・水道業	643	0.3	1,132	489	43.2
G 情報通信業	3,211	1.7	2,824	387	13.7
H 運輸業, 郵便業	13,103	6.9	13,066	37	0.3
I 卸売業, 小売業	35,045	18.5	38,150	3,105	8.1
J 金融業, 保険業	3,553	1.9	3,867	314	8.1
K 不動産業, 物品賃貸業	5,643	3.0	5,844	201	3.4
L 学術研究, 専門・技術サービス業	6,445	3.4	8,660	2,215	25.6
M 宿泊業, 飲食サービス業	18,499	9.8	19,010	511	2.7
N 生活関連サービス業, 娯楽業	7,359	3.9	7,864	505	6.4
O 教育, 学習支援業	4,143	2.2	4,408	265	6.0
P 医療, 福祉	23,056	12.2	21,854	1,202	5.5
Q 複合サービス事業	596	0.3	696	100	14.4
R サービス業(他に分類されないもの)	12,698	6.7	14,167	1,469	10.4
(再掲)					
第一次産業 (A ~ B)	237	0.1	265	28	10.6
第二次産業 (C ~ E)	54,819	29.0	60,036	5,217	8.7
第三次産業 (F ~ R)	133,994	70.9	141,542	7,548	5.3

3 経営組織別の状況

個人事業所は 7,827 事業所、 法人事業所は 9,992 事業所、	個人事業所の従業者は 24,001 人 法人事業所の従業者は 164,911 人
--	---

(1)事業所数

「個人」は 7,827 事業所(43.8%)、「法人」は 9,992 事業所(55.9%)、うち「会社」は 8,987 事業所(50.3%)となっている。また、「法人でない団体」は 59 事業所(0.3%)となっている。

平成 21 年と比べると、「個人」が 11.3%減少、また「法人」が 4.3%減少している。

(2)従業者数

「個人」は 24,001 人(12.7%)、「法人」は 164,911 人(87.2%)、うち「会社」は 145,156 人(76.8%)となっている。また、「法人でない団体」は 138 人(0.1%)となっている。

平成 21 年と比べると、「個人」が 12.4%減少、また「法人」が 5.3%減少している。

表 5 経営組織別事業所数及び従業者数

経営組織	平成 24 年		平成 21 年	対 21 年	
		構成比(%)		増減数	増減率(%)
事業所数					
総数	17,878	100.0	19,329	100.0	7.5
個人	7,827	43.8	8,828	45.7	11.3
法人	9,992	55.9	10,441	54.0	4.3
うち会社	8,987	50.3	9,439	48.8	4.8
法人でない団体	59	0.3	60	0.3	1.7
従業者数					
総数	189,050	100.0	201,843	100.0	6.3
個人	24,001	12.7	27,389	13.6	12.4
法人	164,911	87.2	174,209	86.3	5.3
うち会社	145,156	76.8	155,072	76.8	6.4
法人でない団体	138	0.1	245	0.1	43.7

4 従業者規模別の状況

「1~5人」の事業所は 11,380 事業所(63.7%)、「6~20人」の事業所は 4,775 事業所(26.7%)となっている。従業者 20 人以下の事業所が 9 割以上を占めている。
--

(1)事業所数

事業所について、従業者規模別に事業所数をみると、「1~5人」の事業所が 11,380 事業所ともっとも多く、全事業所数の 63.7%を占めている。以下「6~20人」4,775 事業所(26.7%)、「21~50人」1,089 事業所(6.1%)となっている。また従業者 20 人以下の事業所が 9 割以上を占めている。

平成 21 年と比べると、「出向・派遣従業者のみ」が 32 事業所(100%)増加したが、他は減少している。

(2)従業者数

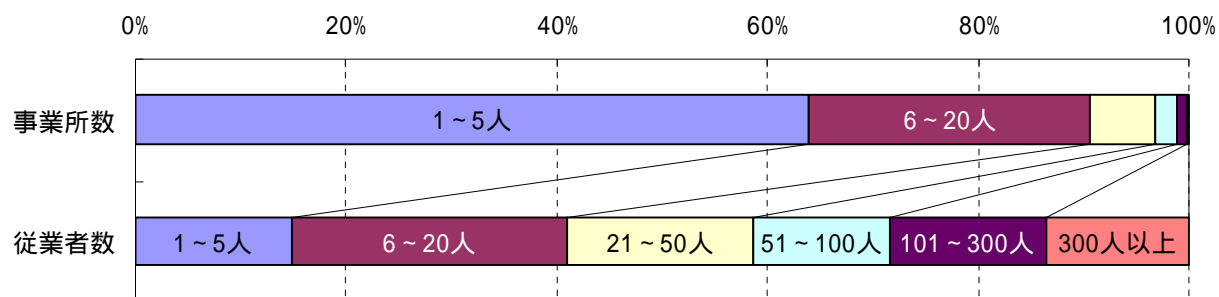
従業者数をみると、「6～20人」の事業所が 49,245 人(26.0%)と最も多い。以下「21～50人」33,434 人(17.7%)、「1～5人」28,058 人(14.8%)と続いている。また従業者数 20 人以上の事業所が 4 割程度を占めている。

平成 21 年と比べると、「101～300人以上」事業所で 857 人(3.2%)増加したが、他はすべて減少しており、特に「300人以上」事業所で 15.1%減少している。

表 6 従業者規模別事業所数及び従業者数

従業者規模	平成 24 年		21 年	対 21 年	
		構成比(%)		増減数	増減率(%)
事業所数					
総数	17,878	100.0	19,329	1,451	7.5
1～5人	11,380	63.7	12,426	1,046	8.4
6～20人	4,775	26.7	5,099	324	6.4
21～50人	1,089	6.1	1,164	75	6.4
51～100人	357	2.0	386	29	7.5
101～300人	167	0.9	170	3	1.8
300人以上	46	0.3	52	6	11.5
出向・派遣従業者のみ	64	0.4	32	32	100.0
従業者数					
総数	189,050	100.0	201,843	12,793	6.3
1～5人	28,058	14.8	30,409	2,351	7.7
6～20人	49,245	26.0	52,162	2,917	5.6
21～50人	33,434	17.7	35,102	1,668	4.8
51～100人	24,670	13.0	26,842	2,172	8.1
101～300人	28,037	14.8	27,180	857	3.2
300人以上	25,606	13.5	30,148	4,542	15.1

図 3 従業者規模別事業所数及び従業者数の割合



5 従業上の地位別の状況

雇用者は16万6,830人で従業者の88.2%を占める。うち「正社員・正職員」が9万6,721人(51.2%)、「パート・アルバイト等」が5万9,886人(31.7%)となっている。

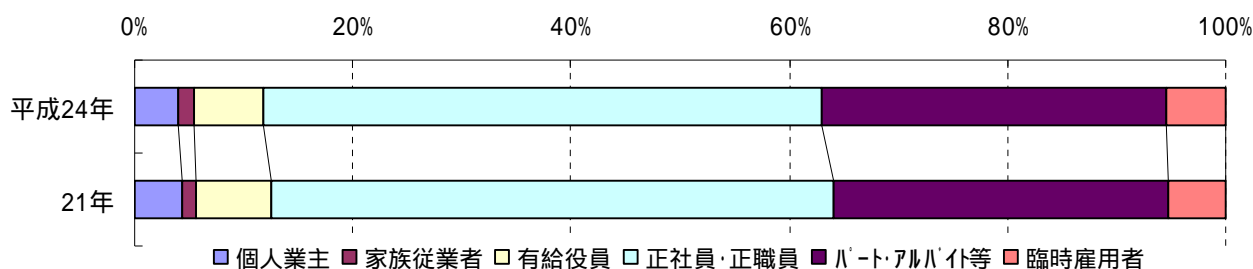
事業所について、従業上の地位別に従業者数をみると、「雇用者」は166,830人(88.2%)、「有給役員」は11,920人(6.3%)、「個人業主」と「家族従業者」は10,300人(5.5%)となっている。

平成21年と比べると、「個人業主」が1,014人(11.6%)の減、「有給役員」が1,753人(12.8%)の減、「雇用者」では9,911人(5.6%)の減とすべての地位で減少している。

表7 従業上の地位別従業者数

従業上の地位	平成24年		21年		対21年	
	人数	構成比(%)	人数	構成比(%)	増減数	増減率
総数	189,050	100.0	201,843	100.0	12,793	6.3
個人業主	7,696	4.1	8,710	4.3	1,014	11.6
家族従業者	2,604	1.4	2,719	1.3	115	4.2
有給役員	11,920	6.3	13,673	6.8	1,753	12.8
雇用者	166,830	88.2	176,741	87.6	9,911	5.6
常用雇用者	156,607	82.8	166,299	82.4	9,692	5.8
正社員・正職員	96,721	51.2	104,103	51.6	7,382	7.1
パート・アルバイト等	59,886	31.7	62,196	30.8	2,310	3.7
臨時雇用者	10,223	5.4	10,442	5.2	219	2.1

図4 従業上の地位別割合の推移



6 地区別の状況

尼崎市では南部が事業所及び従業者ともに半数以上を占めている。

(1) 事業所数

事業所については、事業所数を地区別にみると、小田地区が3,918事業所でもっとも多く、全体の21.9%を占めている。以下、立花地区3,757事業所(21.0%)、中央地区3,329事業所(18.6%)、園田地区2,813事業所(15.7%)、大庄地区2,065事業所(11.6%)、武庫地区1,996事業所(11.2%)となっ

ている。

平成 21 年と比べると、すべての地区で減少している。

(2) 従業者数

従業者については、従業者数を地区別にみると、小田地区が 46,290 人と最も多く、全体の 24.5%を占めている。以下、中央地区 39,789 人(21.0%)、園田地区 33,712 人(17.8%)、立花地区 31,988 人(16.9%)、大庄地区 22,042 人(11.7%)、武庫地区 15,229 人(8.1%)と続いている。

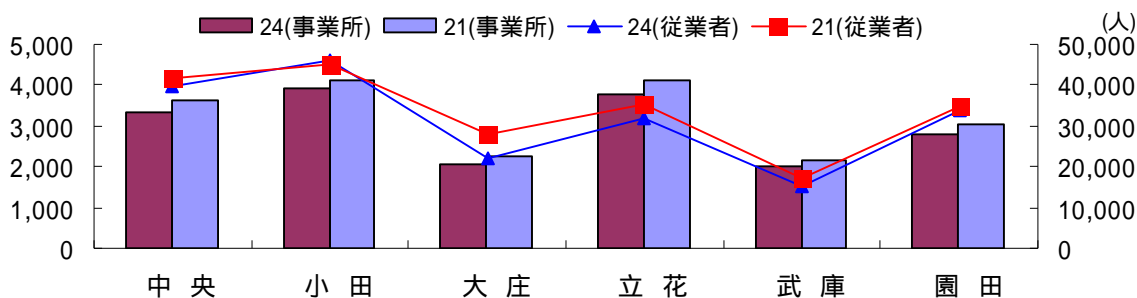
平成 21 年と比べると、小田地区で 1,284 人(2.9%)の増加となっている。一方、大庄地区で 5,753 人(20.7%)の減少となっている。

1 事業所当たりの従業者数では中央地区及び園田地区の 12.0 人が最も多く、次いで小田地区 11.8 人で、最も少ないのは、武庫地区の 7.6 人であった。

表 8 地区別事業所数及び従業者数

地区	平成 24 年		21 年	対 21 年		1 事業所当たり従業者数
		構成比(%)		増減数	増減率(%)	
事業所数						
総数	17,878	100.0	19,329	1,451	7.5	-
中央	3,329	18.6	3,649	320	8.8	-
小田	3,918	21.9	4,137	219	5.3	-
大庄	2,065	11.6	2,246	181	8.1	-
立花	3,757	21.0	4,115	358	8.7	-
武庫	1,996	11.2	2,163	167	7.7	-
園田	2,813	15.7	3,019	206	6.8	-
従業者数						
総数	189,050	100.0	201,843	12,793	6.3	10.6
中央	39,789	21.0	41,772	1,983	4.7	12.0
小田	46,290	24.5	45,006	1,284	2.9	11.8
大庄	22,042	11.7	27,795	5,753	20.7	10.7
立花	31,988	16.9	35,332	3,344	9.5	8.5
武庫	15,229	8.1	17,057	1,828	10.7	7.6
園田	33,712	17.8	34,881	1,169	3.4	12.0

図 5 地区別事業所数及び従業者数の推移



7 企業の状況

企業数 5,439 企業、常用雇用者数 97,779 人
 企業数や従業者数が「建設業」「製造業」「卸売業・小売業」の3産業で6割を占める。

(1) 企業数

尼崎市に本所・本社・本店を置く企業（単独事業所を含む。）の総数は5,439企業で、産業大分類別にみると、「卸売・小売業」の1,183企業(21.8%)がもっとも多く、「製造業」1,081企業(19.9%)、「建設業」1,022企業(18.8%)と続いている。

(2) 従業者数

尼崎市の企業の常用雇用者数（支所・支社・支店を含む。）の総数は、97,779人で、産業大分類別にみると、「製造業」の33,216人(34.0%)がもっとも多く、「卸売業・小売業」19,822人(20.3%)、「運輸業・郵便業」11,173人(11.4%)と続いている。

表9 産業(大分類)、企業数及び常用雇用者数

産業（大分類）	企業数		常用雇用者数	
		構成比(%)		構成比(%)
総数	5,439	100.0	97,779	100.0
A 農業，林業	7	0.1	225	0.2
B 漁業	-	-	-	-
C 鉱業，採石業，砂利採取業	-	-	-	-
D 建設業	1,022	18.8	10,470	10.7
E 製造業	1,081	19.9	33,216	34.0
F 電気・ガス・熱供給・水道業	2	0.0	23	0.0
G 情報通信業	76	1.4	1,478	1.5
H 運輸業，郵便業	192	3.5	11,173	11.4
I 卸売業，小売業	1,183	21.8	19,822	20.3
J 金融業，保険業	51	0.9	206	0.2
K 不動産業，物品賃貸業	754	13.9	2,601	2.7
L 学術研究，専門・技術サービス業	178	3.3	2,124	2.2
M 宿泊業，飲食サービス業	185	3.4	3,982	4.1
N 生活関連サービス業，娯楽業	161	3.0	2,204	2.3
O 教育，学習支援業	61	1.1	544	0.6
P 医療，福祉	185	3.4	2,946	3.0
Q 複合サービス事業	-	-	-	-
R サービス業（他に分類されないもの）	301	5.5	6,765	6.9